

引きずり死 殺意認定

梅田で2.9キ 被告に懲役15年

大阪地裁判決

大阪市北区のJR大阪駅前で08年10月、会社員の鈴木源太郎さん(当時30歳)を車ではね、約2・9キ引きずって殺害したとして、殺人、道交法違反(無免許、ひき逃げ)、自動車運転過失傷害罪に問われた元飲食店従業員、吉田圭吾被告(24)の判決公判が15日、大阪地裁であった。遠藤邦彦裁判長は「被告は被害者が生存していた時点で引きずっていることに気づいており、殺人罪が成立する」として懲役15年(求刑・懲役20年)を言い渡した。

飲酒運転「逃げ得」防止を

解説

ひき逃げ事件としては異例の殺人罪が問われた今回の事件。裁判所は「人を引きずっていた」と殺意を認定した。

ひき逃げによる死亡の場合、一般的には道交法違反と自動車運転過失致死罪に問われる。今回、検察が故意を要件とする、より重い殺人罪でも起訴した

吉田被告は「引きずっていることに気づかなかった」として、殺

人罪でなく自動車運転過失致死罪(最高刑懲役・禁固7年)にあたり、殺

ると主張。殺意の有無のほかに、被害者が引きずられ始めてから何分

の殺意を裏付ける証拠が十分と判断した。交通事故はこの10年、厳罰化の流れをたどってきた。しかし、悪質性の高い飲酒事故について、逃げた方が飲酒検知ができず、軽い罪になる「逃げ得」が生まれているとの指摘もある。飲酒運転防止装置の普及促進などハード面でも防止策が求められる。【北川仁工】

間生存していたかが争点となっていた。遠藤裁判長は、吉田被告が衝突から十数秒後には、ミラーで後方を確認するなどし「車の底に何かを引きずっているような重い感じがした」とした捜査段階の供述調書を信用できると認定。そして被害者の死亡時期について「解剖結果から被害者は引きずり後、数分間は生きていた」と結論づけた。

弁護側は「生存は衝突から約1分。仮に途中で引きずりを認識し

族がどんな思いで生きていくか考えなさい」と説諭した。検察側が公判前整理手続きの際、司法解剖の内容が書かれた剖検記録を当初開示しなかった点にも言及。「証拠開示制度への信頼を損ない、裁判員裁判で生じた場合、その影響は甚大。警察・検察官に猛省を求め」と異例の付言をした。

判決によると、吉田被告は08年10月21日未明、無免許で車を運転し、徒歩で横断中の鈴木さんをはねた後、車の底部で引きずって、大阪市福島区の路上まで約2・9キにわたり逃走し、殺害。捜査側

よると、事件前に吉田被告はキャバクラなどで3軒で酒を飲んだことが判明したが、逃亡して15日後に逮捕されたため、運転時のアルコール濃度が判明せず飲酒運転の立件は見送られた。【北川仁工】

「なぜ逃げた」

大阪地裁

「引きずり死 遺影被告見つめ」



吉田圭吾被告

なぜ、すぐに救護しなかったのか……。JR大阪駅前男性会社員が車でねえられた後、約3キロ引きずられた

死亡した事件。殺人と道路交通法違反(無免許、ひき逃げ)、自動車運転過失傷害罪に問われた元飲食店従業員、吉田圭吾被告(24)について、裁判所は「殺意があった」と結論づけ、懲役15年を言い渡した。

公判では遺族が厳罰を求めている。この日の法廷でも、被害者の遺影を持った女性が入る姿があった。ひき逃げ死亡事件は多いが、殺人罪が問われるのは異例。吉田被告はグレーのスーツに白い

シャツ姿で入廷。落ちていた表情で判決を聞いていた。事件から2年。遺族は悲しみ、憤りを法廷で訴えてきた。「あの日被告がブレーキを踏んでいたら、救助してくれていたら、今日も主人は笑顔で仕事に出



掛けた笑顔で帰ってきたはず」。亡くなった鈴木源太郎さん(当時30歳)の妻は今年5月、法廷での意見陳述の中で心情を述べた上で

「(人をはねたことを知りながら)救護せず逃走した時点で殺意は明らかだ」として、厳しい処罰を訴えた。

続いて意見陳述した鈴木さんの弟は「あそこまで破壊された体は見ることがない。今でも忘れることができない」と声を震わせ、「加害者を適用できる最大限の刑に処してほしい」と怒りを込めて話していた。

【北川仁王、荻田伸宏】 妥当な判決

授(被害者学)の話 授(被害者学)の話 授(被害者学)の話 授(被害者学)の話 授(被害者学)の話 授(被害者学)の話 授(被害者学)の話 授(被害者学)の話 授(被害者学)の話 授(被害者学)の話

で悪質。殺人罪の適用が難しい場合、保護責任者遺棄致死罪を検討するのにも一考だろう。

認定に疑問

交通事故を専門とする高山俊吉弁護士(東京弁護士会)の話 問題のある判決だ。引きずりの認識があったなら、なぜ3キロも走ったか疑問。パニック状態になったのではないか。欧米では飲酒状態だと動かない車が開発されている。厳罰化よりハード面の対策こそ合理的だ。